

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>玉名市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、被保険者に対し、保険者である熊本県後期高齢者広域連合を介し後期高齢者医療制度運営を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用する事務</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③医療給付 ④保健事業</p> <p>※後期高齢者医療保険料過誤納付金還付の際には、公金受取口座を活用する。</p>
③システムの名称	1. Acrocity 後期高齢者医療 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 後期高齢者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一 59の項 2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 80の項 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 82の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

後期高齢者医療広域連合

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	玉名市総務部総務課 〒865-8501
-----	------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	玉名市健康福祉部保険年金課 〒865-8501
-----	----------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	所属長の役職名	保険年金課長 山口 聖	保険年金課長	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. MCWEL後期高齢者 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 中間サーバー	1. Acrocity 後期高齢者医療 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 中間サーバー	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 80の項 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 82の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 80の項 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 82の項	事後	
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	玉名市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、被保険者に対し、 保険者である熊本県後期高齢者広域連合を介し後期高齢者医療制度運営を行っている。 特定個人情報ファイルを使用する事務 ①被保険者の資格取得・喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③医療給付 ④保健事業	玉名市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、被保険者に対し、 保険者である熊本県後期高齢者広域連合を介し後期高齢者医療制度運営を行っている。 特定個人情報ファイルを使用する事務 ①被保険者の資格取得・喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③医療給付 ④保健事業 ※後期高齢者医療保険料過誤納付金還付の際には、公金受取口座を活用する。	事前	